

して作成し、患者に対し、その内容について検査資料を用いて説明した上で、文書により情報提供を行った場合に算定する	
---	--

3 小児義歯に関する療養の給付の適応症の拡大

後継永久歯が無く著しい言語障害及び咀嚼障害を伴う先天性無歯症以外の先天性疾患についても、脆弱な乳歯の早期喪失や崩壊等により総義歯又は局部義歯が必要となる場合があることから、小児義歯の適応症を拡大する。

現 行	改正案
【小児義歯の適応症】 ・後継永久歯が無く著しい言語障害及び咀嚼障害を伴う先天性無歯症	【小児義歯の適応症】 ・後継永久歯が無く著しい言語障害及び咀嚼障害を伴う先天性無歯症 ・脆弱な乳歯の早期喪失や崩壊及び後継永久歯の先天欠損を伴う象牙質形成不全症、象牙質異形成症、エナメル質形成不全症、外胚葉性異形成症、低フォスファターゼ症、パピヨンニルフェブル症候群及び先天性好中球機能不全症の小児 ・局部義歯：1床につき算定 ・総義歯：1顎につき算定

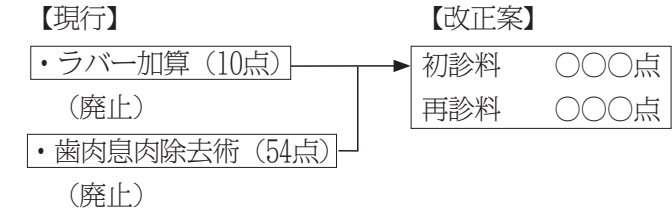
処置等に係る技術の基本診療料における評価

第1 基本的な考え方

- 1 平成18年度歯科診療報酬改定においては、平成17年に日本歯科医学会が実施した「歯科診療行為（外来）のタイムスタディー調査」の結果に、重要度、難易度、必要時間等に応じて、歯周基本治療、根管治療及び歯冠修復について評価の見直しを行ったところであるが、他方、歯科医師が行う比較的に簡単で短時間で実施できる一部の歯科医療技術についても、適正な評価を行うことが求められる。
- 2 歯科医療技術の適正な評価を行うとともに、歯科診療報酬体系の簡素化を図る観点から、重要度が低い、又は、比較的に簡単で必要時間の短い、ラバーダム防湿法等一部の処置等に係る既存の技術については、基本診療料において評価することとする。

第2 具体的な内容

歯科治療において重要度、難易度、必要時間等に係る調査結果を踏まえ、既存の歯科医療技術の評価の見直しを行うとともに、一部の処置等に係る技術については、基本診療料において評価することとし、併せて初・再診料の評価を引き上げる。



検査及び画像診断に係る技術の評価の見直し

第1 基本的な考え方

歯科診療報酬体系の簡素化を図る観点から、一つの治療技術として定着している関連性・共通性の高い複数の技術について、一体的な再評価に改める。

第2 基本的な内容

補綴関連検査のうち、実施率の低く同様の目的を有する類似の技術である下顎運動路描記法、ゴシックアーチ検査、パントグラフ検査及びチェックバイト検査を顎運動関連検査として一体的に評価する。

（新）顎運動関連検査（仮称） 〇〇〇点

現 行	改正案
1 下顎運動路描記法 300点 2 チェックバイト検査 400点 3 ゴシックアーチ検査 500点 4 パントグラフ検査 600点	顎運動関連検査 〇〇〇点 （一装置につき1回に限り算定）

[算定要件]

顎運動関連検査は、下顎運動路描記法（MMG）、ゴシックアーチ描記法若しくはパントグラフ描記法により検査を行った場合又はチェックバイト検査を実施した場合に算定する

歯科固有の技術に関する評価の見直し

第1 基本的な考え方

- 1 歯科固有の医療技術の適正評価を図る観点から、歯科治療において重要度、難易度、必要時間等に係る調査結果を踏まえ、歯科医療技術の評価の見直し等を行う。
- 2 併せて、歯科診療報酬体系の簡素化を図る観点から、一つの治療技術として定着している関連性・共通性の高い複数の技術について、一体的な再評価に改める。

第2 基本的な内容

- 1 歯科治療において重要度、難易度、必要時間等に係る調査結果を踏まえ、以下の見直しを行う。
- ・歯科医療技術の評価の見直しを行う。
- ・評価の対象となっている処置の内容が必ずしも歯科診療の実態に即したのものとなっておらず、また、明確なものとなっていない技術について、内容の明確化等を行う。
- ・同一手術野等において実施される複数手術において、必ずしも評価が十分でないとの指摘があった手術について、より適切な評価を行う。

（1）初期う蝕小窩裂溝填塞処置の評価の引き上げ

現 行	改正案
【初期う蝕小窩裂溝填塞処置】 108点 小窩裂溝の清掃、歯面の前処理及び填塞の費用を含むものとする	【初期う蝕小窩裂溝填塞処置】 〇〇〇点 小窩裂溝の清掃、歯面の前処理及び填塞の費用を含むものとする

（2）根管内異物除去の引き上げ

現 行	改正案
【根管内異物除去】（1歯につき） 140点	【根管内異物除去】（1歯につき） 〇〇〇点

（3）加圧根管充填加算の引き上げ

現 行	改正案
【根管充填】（1歯につき） 1 単根管 68点 2 2根管 90点 3 3根管以上 110点 加圧根管充填を行った場合は、単根管、2根管又は3根管以上の所定点数に、110点、130点又は150点をそれぞれ加算する	【根管充填】（1歯につき） 1 単根管 〇〇〇点 2 2根管 〇〇〇点 3 3根管以上 〇〇〇点 加圧根管充填を行った場合は、単根管、2根管又は3根管以上の所定点数に、〇〇〇点、〇〇〇点又は〇〇〇点をそれぞれ加算する

（4）う蝕処置の内容の明確化

現 行	改正案
【う蝕処置】（1歯1回につき） 16点 （内容） イ 多数歯にわたるう蝕歯に同時にう蝕治療を行う場合であって、う蝕の処置を同時に行うことによって咬合の維持ができない場合において、やむを得ずう蝕治療の実施の順序が後となるう蝕歯に対して行った軟化象牙質の除去及び暫間充填	【う蝕処置】（1歯1回につき） 〇〇〇点 （内容） イ う蝕歯の歯冠部に行った軟化象牙質の除去及び暫間充填